

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）の二重払いについて

1 概要

令和3年12月から、同年9月分の児童手当受給者等を対象に、0歳から18歳までの子ども1人あたり10万円の「子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）」を支給していますが、システム上の不具合により、支給対象者25名（支給対象児童34名）、合計340万円を二重払いしていたことが判明しました。

対象の方に対しては、二重払いとなったことについて御説明してお詫びをするとともに、誤って支給した給付金の返金手続きをお願いしております。

2 経緯

| | |
|--------------------------------|--|
| 令和3年12月27日（月）～ 令和4年2月28日（月） | 支給対象者236,304名（支給対象児童365,135名）に対し、一括給付金合計365億1,350万円を支給。 |
| 令和4年3月7日（月） | システム受託事業者より、同一児童に対し一括給付金を二重払いしていることについて、市へ報告あり。 |
| 令和4年3月8日（火）～ 3月25日（金） | 二重払いの内容を調査し、支給対象者25名、支給対象児童34名について、一度支給したのち、再度支給していた事実を確認。対象者の方に御説明しお詫びするとともに、誤って支給した給付金の返金手続きを依頼。 |

3 原因

令和3年9月分の児童手当の対象となった児童及び令和3年9月以降に生まれた新生児については、児童手当の情報を活用し、申請を受けることなく一括給付金を支給しています。

支給の管理にあたっては、個人を識別するためにシステム上で附番される「福祉コード」により行っており、支給ごとに重複支給とならないよう、その「福祉コード」を用いて支給済み対象児童と突合を行っていました。しかし、市外に在住していた方が本市に転入する等により、新たな「福祉コード」が附番される場合があり、そうした児童について、上記の方法で同一人物であることを検知することができなかつたため、二重払いが発生しました。

4 再発防止策

今後の支給時には、これまで実施していた「福祉コード」での重複支給確認に加え、氏名カナと生年月日が重複する児童を抽出することで、二重払いを防止します。

| | |
|----------------|------------------------|
| お問合せ先 | |
| こども青少年局こども家庭課長 | 奥津 正仁 Tel 045-671-2364 |